

戦後の小・中・高等学校保健体育科における性に関する教育内容の変遷

—学習指導要領や同解説等の検討を中心に—

反橋 一憲¹⁾

キーワード：学習指導要領 保健体育科 性に関する教育内容

1. 問題の設定

日本の学校で行われる性教育に加えられる批判に、その内容が不十分であるという主張がある。例えば浅井は、中学校の保健体育科での受精や妊娠を教えるときに「妊娠の経過は取り扱わない」とするなどの「はどめ規定」が学習指導要領に存在することが、包括的性教育を進めるうえでの障害だと主張する¹⁾。ましこは保健体育科における性教育が異性愛主義に基づくものとして、子どものリスク対策には不十分だと批判する²⁾。ほかにも、教育課程において性教育が複数の教科に分散している、あるいは学習指導要領で十分示されておらず、性教育の詳細が学校の裁量に任されているという指摘がある^{3) 4)}。このように、性教育が不十分だとする主張には、教育課程に対する批判がある。

そして、このような教育課程に対する批判は、過去にも向けられる。田代^{5) 6)}は1950年代と1960年代の学習指導要領を分析して、学校で行われる性教育が純潔教育に端を発し、保健教育で行われる性に関する教育に、道徳的な内容が含まれるようになったと指摘している。そして、そのような道徳的な側面が現在に引き継がれていて純潔教育を克服できていないと指摘する。

このような、性教育にて教えられる内容が不十分であるとする批判は、「何かが足りない」という視点からなされている。しかし、これらの主張は足りない点に着目するあまり、何が教えられているかを丹念にたどってこなかったのではないか。特に、歴史的にたどられたことは管見の限りなく、どのような変遷をたどって現在の内容に至っているかは、解明の余地がある。前述した田代は1950～1960年代の学習指導要領を分

析しているものの、それ以降は文部省の元官僚へのインタビューから文部省の姿勢を分析することとなり、学習指導要領それ自体を分析しているわけではない⁶⁾。

ところで、性教育をめぐっては、これまでに紹介した不十分だとする立場からの批判とは対照的に、教える内容を充実させると「寝た子を起こす」こととなり、かえって性の逸脱を招くと主張する立場もある⁷⁾。このように、性教育は何を教えるべきか論争が生じやすい。それにもかかわらず、これまでの論争では何を教えるべきかには関心を払ってきたものの、何が教えられる内容とされてきたかにはあまり関心が向いてこなかったのではないか。必要なのは、性に関する教育内容を整理しておくことである。

そこで本稿では、これまで分析が十分なされてこなかった、戦後の小学校・中学校・高等学校学習指導要領に着目して保健体育科における性に関する教育内容の変遷をたどり、学校における性教育の一環として何が教えられる内容とされてきたかを明らかにする。1960年代までを対象とした先行研究と現在の批判を架橋して分析することで、教育課程が批判の対象となる理由を考察する一助になる。なお、小学校では体育科だが、本稿では便宜上、保健体育科とする。

そもそも、性教育は性を生理的・心理的・社会的側面からとらえるものとされている⁸⁾。また、学校で行われる性教育は教科教育だけでなく、生徒指導や特別活動なども含めた学校の教育活動全体で行われるものとされる^{8) 9)}。そのため、一口に性教育と言ってもその指し示す範囲は広く、分析対象を限定的にする必要がある。そこで、本稿では教科学習における性教育、とりわけ保健体育

1) 早稲田大学大学院

科における性に関する教育内容に限定する。教科教育は生徒指導や特別活動と異なり、国が学習内容の基準を定めた学習指導要領に基づいて実施されている。そのため、教科教育における性に関する内容を明らかにするには、学習指導要領を分析することになる。学習指導要領は、およそ10年ごとに改訂を経ており、それぞれに当時の子どもに求められていた資質が反映されている¹⁰⁾。すなわち、学習指導要領は時代に応じて定期的に改訂がなされており、歴史的な変化をたどりやすいと言える。

もちろん教科教育に限定しても保健体育科だけでなく、例えば高等学校家庭科でも性に関する指導が行われている¹¹⁾。しかし、他の教科等に比べ、保健体育科の授業では性教育の実施率が高いとする調査報告がある。例えば、橋本らの調査によれば、中学校での性教育は保健体育科で行われる場合が最も多いようである⁴⁾。あるいは、性教育は教科内の時間で行われ、保健体育科の教員が担ってきたと感じている生徒が多いとの調査結果もある¹²⁾。したがって、学校における性教育の中で保健体育科はある程度の役割を果たしていると言える。そのため、本稿では保健体育科に着目する。

2. 先行研究の検討と課題の設定

吉田は学習指導要領における保健科教育の変遷をたどり、各改訂でどのような内容が示されたかをまとめている¹³⁾。だが、内容は項目に言及しているのみで、各項目で具体的に何が教えられたかまでは述べられていない。もちろん、各時期における性に関する教育内容の詳細も不明である。

性に関する内容が保健体育科の学習指導要領でどのように示されていたかに着目した研究がないわけではない。吉田・葛西は排卵と基礎体温について¹⁴⁾、外・葛西は月経について¹⁵⁾、それぞれ分析したが、いずれもある時期の指導要領に着目したのみで、歴史的な変遷は不明である。また、月経など性に関する内容の一部にしか着目できておらず、ほかにどのような内容が示されていたかも不明である。したがって、保健科教育研究において、学習指導要領における性に関する教育内容を総合的に分析した研究は十分でない。

一方で、保健科教育研究に限らなければどうか。田代によれば、戦後すぐに私娼の対策を目的とした純潔教育が社会教育として始められ、その後1950年代からは学校教育において、児童生徒を対象にした性教育が実施されるようになった¹⁶⁾。戦後の学校教育では、保健体育科における健康教育にて性教育が実施されるようになったとされる⁵⁾⁶⁾。しかし、その後の性教育の歴史をたどった研究は制度面に着目したものが多⁵⁾⁶⁾¹⁶⁾¹⁷⁾。本稿が取り組むような、学習指導要領における性教育の内容を歴史的に分析した研究は、少なくとも保健体育科に限った場合、前述した田代⁵⁾⁶⁾によって1960年代までしかなされていない。

それでは、田代によって何が明らかになっているのか。田代は、文部省社会教育局から出された『社会教育における純潔教育の概況』を参照し、1950年代の保健教育において性に関する教育内容が縮小・分散したと指摘する⁵⁾⁶⁾。『社会教育における純潔教育の概況』では、「中等学校保健計画実施要領（試案）」（1949年）、「高等学校学習指導要領保健体育科編」（1956年）などに言及されている。「中等学校保健計画指導要領（試案）」にて、「成熟期への到達」として幅広く思春期の心身の発達を取り扱われていたとするものの、「高等学校学習指導要領保健体育科編」になると、内容が縮小され道徳の観点が強調されたとする¹⁸⁾。その後、学習指導要領にて性教育の内容が示されるようになったものの、時代が進むにつれて内容が縮小したとする⁵⁾。また、『社会教育における純潔教育の概況』によれば「中等学校保健計画実施要領（試案）」で「成熟期への到達」に括られていた性に関する内容が、「中等学校保健体育科のうち保健学習の指導について」（1956年文部省初等中等教育局長通達）によって、「心身の発達の特徴」「病気とその予防」「健康な身体や精神と生活」などに分散したとする¹⁸⁾。

したがって、田代の研究を踏まえると、学習指導要領を歴史的に分析する本稿の検討課題は、第1に保健体育科で教えられるとされた性に関する内容の範囲がどのように変遷してきたか、すなわち縮小／拡大してきたかを明らかにすることである。そして、第2に学習指導要領において、保健

体育科における性に関する内容がどのように配列されたのか、すなわち1つの項目にまとめられていたのか、あるいは複数の項目に分けられていたのかを明らかにすることである。

また、教育課程における配列（シークエンス）を分析する場合、子どもの発達段階に応じてどのように教育内容を配しているかにも着目する必要がある。すなわち、小学校、中学校、高等学校と各学校段階で、どのような性に関する教育内容が割り当てられているかに着目する必要がある。そこで本稿では、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領を分析し、学校段階ごとの違いも明らかにする。

3. 分析

本稿の分析対象は戦後の小学校、中学校、高等学校の各学習指導要領である。具体的には、1977年、1989年、1998年、2009年、2017年に改訂された「小学校学習指導要領」、1958年に告示され、その後1969年、1977年、1989年、1998年、2009年、2017年に改訂された「中学校学習指導要領」、1960年に告示され、その後1960年、1970年、1978年、1989年、1999年、2009年、2018年に改訂された「高等学校学習指導要領」とする。なお、1958年告示・1968年改訂の「小学校学習指導要領」は、性に関する教育内容を示していなかったため分析の対象外とする。そして、「中学校学習指導要領」と「高等学校学習指導要領」だけでは内容の把握が難しい場合は、各版に対応した『中学校指導書』、『中学校学習指導要領解説』、『高等学校学習指導要領解説』を参照する。

1958年・1960年学習指導要領が出される以前に保健科教育の内容を示した「学校体育指導要綱」（1947年）、「中等学校保健計画実施要領（試案）」（1949年）、「小学校保健計画実施要領（試案）」（1951年）、「中学校保健体育科のうち保健学習の指導について」（1956年文部省初等中等教育局長通達）、「高等学校学習指導要領保健体育科編」（1956年）は、前述したようにすでに田代が分析しているが、その後出された学習指導要領との関連を確認するために、本稿でも改めて分析する。

3-1. 1958（昭和33）年・1960（昭和35）年告示 学習指導要領以前

1947年に出された「学校体育指導要綱」¹⁹⁾では、「運動」と「衛生」が小学校から大学まで課された。「学校体育指導要綱」において、性教育は高等学校の衛生において実施されることが示された。しかし、その内容は単に「性教育」と書かれているだけで、性教育が具体的に何を指すかは示されていないかった。

その後、1949年に「中等学校保健計画実施要領（試案）」²⁰⁾が公表された。この要領は全6章から成り立ち、第5章が健康教育に関して示している。健康教育の内容はそのうち第6節にある。性教育に関する内容としては、「六 呼吸、循環、内分泌とその衛生」に「性について正しい理解を与える」という目標のもと、「性」が内容として示されている。ただし、具体的な内容までは示されていない。また、「十 成熟期への到達」では、「1. 青年期の発達の種々相についての理解を深める」、「2. 青年期に通常起る多くの欲望、衝動及び感情に対する健全な心構えを与える」、「3. 遺伝、子孫の永続及び子孫の向上発展に関する事実についての理解を与える」という目標のもと、生殖、月経、射精、男女関係、遺伝が内容として示されている。

1951年に出された「小学校保健計画実施要領（試案）」²¹⁾では、「第5章 健康教育」の「第5節 小学校における健康教育」にある「1 身体の成長および発達」にて、性に関する教育内容が示されている。すなわち、「身体の成長および発達」の学習活動例で「男女の差異について（六年後期）ごく自然な形で調べる」と発達の男女差を調べることを示されており、また、結果の評価で「（女兒）月経のときはどんな注意が必要か」と月経について理解できたかを評価するよう示されていた。

その後、1956年には「高等学校学習指導要領保健体育科編」²²⁾が出された。保健に関しては第4章にて説明されており、その内容は「2. 内容」で定められていた。そのうち、性教育に関しては「(1) 高等学校生徒の生活と健康」の「(エ) 高等学校生徒の生活と性問題」にて、「成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、結婚と健康などを取り扱う」とされた。その指導に際しては「性の純潔

に関する道徳を高めることをねらいと」すること、「男女の性別を考慮して、慎重に指導すること」が、備考として補足されていた。

「中等学校保健計画実施要領(試案)」では、中・高で同一の目標・内容が示されていたが、「高等学校学習指導要領保健体育科編」が出されたことに伴い、中学校での保健科教育の内容は学習指導要領と同等であった「中学校保健体育科のうち保健学習の指導について」(1956年文部省初等中等教育局長通達)²³⁾で示されることになった。この通達では、「性教育」や「成熟期への到達」、「性問題」などの項目は見られない。また、内容を確認しても性に関する内容は明示的に示されていない。ただし、前述したように、『社会教育における純潔教育の概況』によれば「中等学校保健計画実施要領(試案)」で「成熟期への到達」に括られていた性に関する内容は、この通達では「心身の発達の特徴」「病気とその予防」「健康な身体や精神と生活」などに分散したとされる。

「学校体育指導要綱」では具体的な内容が示されていなかったが、「性教育」を行うとされていた。その後、「性教育」という語句は用いられないものの、「小学校保健計画実施要領(試案)」では男女の差異や月経が「身体の成長および発達」で示されていた。「中等学校保健計画実施要領(試案)」では生殖、月経、射精、男女関係、遺伝が「成熟期への到達」という項目にまとめられて示されるようになっていた。「高等学校学習指導要領保健体育科編」でも、「高等学校生徒の生活と健康」の中で「性問題」という項目にまとめられて、成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、結婚と、性に関する内容が具体的に示されるようになった。

「高等学校学習指導要領保健体育科編」では「性問題」として示されており、性の道徳的な面に配慮することが求められた。一方、「中学校保健体育科のうち保健学習の指導について」では明示的に示されず、複数の項目に分けられたようである。

3-2. 1958(昭和33)年・1960(昭和35)年告示 学習指導要領

1958年告示の「小学校学習指導要領」では、性に関する内容は示されていなかった。

1958年告示の「中学校学習指導要領」(以下1958年版とする)において、保健体育科は第2章第7節に示されている。1956年の通達に比べて、「生活経験重視型から科学的知識の系統性が重視」されるようになった¹³⁾。

性に関する教育内容は、「第2 各学年の目標および内容」で示された教科学習の内容を補足する「第3 指導計画の作成および学習指導の方針」の13番目に、「心身の発達、病気の予防、精神衛生などの学習においては、性教育を考慮して指導する」と記述されている²⁴⁾。すなわち、性に関する内容は「心身の発達」「病気の予防」「精神衛生」に分かれていたことがわかる。

『中学校保健体育指導書』には次のように解説されている²⁵⁾。「心身の発達」では、「特に『心身の発達の男女差』において、男女による身体の形態、機能、発達の違い、精神的な発達の違いについて学習する」ときに「性教育を考慮」とされた。また、「精神衛生」では「不健全な精神との関係における性問題」を考慮するとされた。そして、「病気の予防」では、「性病についての指導を必要とする場合には、性教育との関連」を考慮するとされた。なお、指導書による「病気の予防」の解説には「中学校では性教育を行うことが必要であり、その一環として、性病とその予防については、この内容で指導する。」²⁶⁾との説明もあった。

次に、1960年告示の「高等学校学習指導要領」(以下1960年版とする)において、保健体育科は第2章第5節に示されており、保健は第2款第2に示されている。高等学校の保健は内容が精選され5項目に再構成された¹³⁾。そのうち、性に関する内容は、「2 内容」を補足する「3 指導計画および指導上の留意事項」において、「人体の生理、精神衛生、公衆衛生などの学習においては、性教育を考慮し、成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、結婚と健康などについて指導する」と示され、主に「人体の生理」「精神衛生」「公衆衛生」の3項目に分かれることになった。また「性の純潔に関する道徳を高める」とともに「男女の性別を考慮」と記述されている²⁷⁾。

『高等学校学習指導要領解説 保健体育編』では、「人体の生理」「精神衛生」「公衆衛生」でそれ

どれ何を扱うか解説されている。すなわち、「人体の生理」では、「成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理」を²⁸⁾、「精神衛生」では、「異性との関係、青年期の身体的・心理的变化、性の欲求と望ましい適応のしかた、性に関する欲求の不満と適応異常」や「性病による精神障害」などを²⁹⁾それぞれ扱うと解説された。また、「公衆衛生」では、国民優生において「特に性病やアルコール中毒の予防の国民優生に対する意義を扱い、性教育にもふれる」³⁰⁾と解説されており、性病を含む国民優生が性教育に相当した。学習指導要領に示されていた「結婚と健康」は解説で明記されているわけではなかったが、「人体の生理」と「精神衛生」では結婚を扱うとは明記されていなかったこと、また後述する1970年版では「結婚と優生」として取り上げられていることから、結婚と健康に関する内容は「国民優生」に含まれていると解釈するのが妥当だろう。

このように、1958年・1960年版での性に関する内容は、中学校では男女による身体の形態、機能、発達の違い、精神的な発達の違い、不健全な精神との関係における性問題、性病であり、高等学校では成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、異性との関係、青年期の身体的・心理的变化、性の欲求と望ましい適応のしかた、性に関する欲求の不満と適応異常、国民優生であった。単に身体的な成熟だけでなく精神的な発達はもちろん、性に関する精神的な問題も取り上げられていた。また、高等学校では1956年の「高等学校学習指導要領保健体育科編」に引き続き、性の道徳的な面に考慮することが示されていた。

また、性に関する内容は、教育内容を示す箇所でもとまって示されることなく「心身の発達」「病気の予防」「精神衛生」(中学校)、または「人体の生理」「精神衛生」「公衆衛生」(高等学校)に分かれていた。そして、留意事項にてそれらの分かれた内容が性教育を考慮すべき内容であることを補足する形式がとられた。

3-3. 1969(昭和44)年・1970(昭和45)年告示 学習指導要領

1968年告示の「小学校学習指導要領」でも、性

に関する内容は示されていなかった。

1969年告示の「中学校学習指導要領」(以下1969年版とする)において、保健体育科は第2章第7節に示されており、保健は「第2 各分野の目標および内容」に「保健分野」として示されている。性に関する教育内容は、保健の内容を補足する「3 内容の取り扱い」の(8)にて、「性に関する内容については、心身の発達における男女差を正しく理解することを中心に、効果的に取り扱うものとする」と示されている²⁵⁾。また、「3 内容の取り扱い」の(5)が、「伝染病とその予防」にて「性病の概要についても取り扱うものとする」と示している³¹⁾。

これらに関する解説として、『中学校指導書 保健体育編』では「性に関する指導」という項目がある。これを参照すると、「健康と身体の発達」において「身体の発育と男女差および内分泌機能の発達と男女差」、「健康な生活設計と栄養」において「栄養所要量および生活の設計」、「病気とその予防」において「性病」、「精神の健康」において「情緒や社会性の発達と男女差」、「国民の健康」において「平均寿命および平均余命の男女差」などが性に関する指導内容とされた³²⁾。すなわち、性に関する内容は「健康と身体の発達」「健康な生活設計と栄養」「病気とその予防」「精神の健康」「国民の健康」に分かれていたことがわかる。

1970年告示の「高等学校学習指導要領」(以下1970年版とする)において、保健体育科は第2章第5節に示されており、保健は第2款第2に示されている。それまでの内容が医学的な体系を重視して内容が難解だったとして、今回の改訂では生活に即応した内容に精選・統合され、性に関する教育内容も充実が図られた¹³⁾。

性に関する教育内容は、「3 内容の取り扱い」にて「性に関する指導を考慮し、心身発達における男女の特性および男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解することを中心に、効果的に取り扱うものとする」内容が8項目示されている。すなわち、「健康と身体の機能」の「性徴と性器官の機能」、「精神の健康」の「欲求の種類と欲求不満」、「生活と健康」の「結婚と優生」「家族計画」「母子保健」「労働における女性の特

性」、「国民の健康」の「生命表と平均余命」「疾病予防活動」の8項目である³³⁾。『高等学校学習指導要領解説(保健体育編)』でも、「学習指導要領」と同様の内容が示されている³⁴⁾。また、性に関する内容が「健康と身体の機能」「精神の健康」「生活と健康」「国民の健康」に分かれていた。

このように、1969年・1970年版で示された内容は、中学校では、身体の発育と男女差および内分泌機能の発達と男女差、栄養所要量および生活の設計、性病、情緒や社会性の発達と男女差、平均寿命および平均余命の男女差、高等学校では性徴と性器官の機能、欲求の種類と欲求不満、結婚と優生、家族計画、母子保健、生命表と平均余命、疾病予防活動、労働における女性の特性であった。特に高等学校で性に関する内容の充実が図られたこともあり¹³⁾、思春期における男女差だけでなく、労働や余命など、ライフステージが進んでからの男女差も性に関する内容として示されていた。

また、1969年・1970年版も1958年・1960年版と同様に性に関する内容は分かれていた。中学校では「健康と身体の発達」「健康な生活設計と栄養」「病気とその予防」「精神の健康」「国民の健康」に、高等学校では「健康と身体の機能」「精神の健康」「生活と健康」「国民の健康」にそれぞれ分かれており、各項目に含まれている内容のどれが性に関する内容なのかを、留意事項で補足するという形式がとられていた。1958・1960年版では「性教育」という語句が用いられていたが、1969・1970年版では代わりに「性に関する指導」という語句が用いられるようになった。

3-4. 1977(昭和52)年・1978(昭和53)年告示 学習指導要領

この改訂から小学校学習指導要領においても性に関する内容が見受けられるようになる。1977年告示の「小学校学習指導要領」(以下1977年版とする)第2章第8節に体育科が記載されている。性に関する内容は「第2各学年の目標及び内容」の「第5学年」における保健領域に示されている。すなわち、「体の発育」の中で「体は、年齢に伴って変化すること。また、思春期になると、体つきが変わり、初潮、変声などが起こって次第に大人

の体に近づくこと」が示されていた³⁵⁾。『小学校指導書体育編』も同様の内容を示していたが、発毛が生じることも付け加えられていた³⁶⁾。なお、後述する中学校・高等学校と同様に、「性に関する内容」などの語句は見られなかった。

1977年告示の「中学校学習指導要領」(以下1977年版とする)において、保健体育科は第2章第7節に示されており、保健は「第2各分野の目標および内容」に「保健分野」として示されている。この改訂では性に関する教育内容の示し方に大きな変化がみられた。内容を補足する「3内容の取扱い」で、1969年版で見られた「性に関する指導」という語句さえ示されていないのである。しかし、1969年版までに示されていた性に関する内容に相当するものがないわけではなく、「3内容の取扱い」では、「心身の発達」のうち「呼吸・循環機能の発達、第二次性徴の発現」と「運動能力の発達」が、「性差や個人差についても取り扱うものとする」と補足されていた³⁷⁾。『中学校指導書 保健体育編』を参照すると、「呼吸・循環機能の発達、第二次性徴の発現」のうち「第二次性徴の発現」において、性腺が発達して性ホルモンが分泌され、月経や精通といった第二次性徴が発現することを扱うと解説されている³⁸⁾。性に関する内容として明示的に記載されていた内容は「第二次性徴の発現」である。

1978年告示の「高等学校学習指導要領」(以下1978年版とする)において、保健体育科は第2章第5節に示されており、保健は第2款第2に示されている。履修単位数や履修学年はそのままであったが、個人の健康に関する内容は中学校までで学習しているとして、集団の健康に関する内容が重視された^{13) 39)}。高等学校学習指導要領も中学校学習指導要領と同様に「性に関する指導」という語句こそ見られないものの、前版まで掲載されていた性に関する内容に相当する項目として、「3内容の取扱い」の「アが、「身体の各器官の機能」にて「性器官」を、エが「健康な家庭生活」にて「家族計画」「母子保健」をそれぞれ取り扱うよう補足している⁴⁰⁾。『高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編』では、「性器官については受精、妊娠及び出産を取り上げながら男女それぞれ

の機能について理解させる」と解説されている⁴¹⁾。また、「健康な家庭生活」で教える内容は、「健全な結婚を基盤」とする「健康な家庭」を目指す「結婚と家庭」と、受胎調節や人工妊娠中絶（その害について触れられる）から成る「家族計画」であると解説された⁴²⁾。したがって、性に関する内容は「身体の各器官の機能」と「健康な家庭生活」の2つに分かれていた。

このように、1977年・1978年版では、内容を直接示さずに「内容の取扱い」で補足する形式はこれまでの学習指導要領と変わらないものの、補足に「性に関する指導」という語句さえ用いられなくなった。しかし、性に関する内容が示されなくなったわけではない。中学校では第二性徴の発現、高等学校では受精、妊娠及び出産、結婚と家庭、受胎調節や人工妊娠中絶などの家族計画が示された。さらに、小学校でも思春期における体つきの変化、初潮、変声といった第二性徴を教えることとされた。

性に関する内容の配列はどうか。小学校では「体の発育」に含まれていた。中学校では学習指導要領で明示的なのは「第二性徴の発現」であり「心身の発達」に含まれている。学習指導要領で明示的な性に関する内容を見れば「心身の発達」のみで示されていると言える。高等学校では、引き続き性に関する内容が「身体の各器官の機能」と「健康な家庭」に分かれていた。ただし、性に関する内容が1970年版より減少したこともあるが、1960年版では3つの項目、1970年版では4つの項目に分かれていたのが、1978年版では2つの項目に分かれるにとどまった。

3-5. 1989（平成元）年告示学習指導要領

1989年学習指導要領（以下1989年版とする）では、1977年・1978年学習指導要領と同様に、補足に「性に関する指導」という語句は用いられていなかった。

1989年告示の「小学校学習指導要領」において、体育科は第2章第9節に記載されている。性に関する教育内容は、第5学年の保健領域における「体の発育と心の発達」のAで「思春期になると、体つきが変わり、初経、精通などが起こって次第に

大人の体に近づくこと」、またイで、「思春期になると異性への関心が芽生えること」が示されている⁴³⁾。『小学校指導書体育編』でも体つきの変化や初経、精通、変声、発毛の出現や、自分自身の性や異性を意識するようになることを扱うと解説されていた⁴⁴⁾。

1989年告示の「中学校学習指導要領」において、保健体育科は第2章第7節に示されており、保健は「第2 各分野の目標および内容」に「保健分野」として示されている。中学校では個人生活の健康・安全が重視され、思春期の発達過程における心身の発達と心の健康について充実が図られたとする⁴⁵⁾。性に関する内容は、「3 内容の取扱い」の(2)が、「心身の機能の発達と心の健康」の「身体機能の発達、第二性徴」において「性差や個人差についても取り上げる」と補足している⁴⁶⁾。『中学校指導書保健体育編』による解説では、性腺が発達して性ホルモンが分泌され、月経や精通といった第二性徴が発現することを扱うとされている⁴⁶⁾。

1989年告示の「高等学校学習指導要領」において、保健体育科は第2章第6節に示されており、保健は第2款第2に示されている。この改訂では、1978年版での「職業と健康」と「集団の健康」に含まれていた「健康な家庭生活」とを「生涯を通じる健康」に合わせて再構成している⁴³⁾。性に関する内容はこの「生涯を通じる健康」に含まれている。すなわち、「3 内容の取扱い」の(3)が「生涯を通じる健康」の「家庭生活と健康」において「思春期と性、家族計画、母子保健」を取り扱うよう補足している⁴⁷⁾。ただし、「生殖器系の機能については必要に応じ関連付けて取り扱う程度」とされた⁴⁷⁾。『高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編』では、「家庭生活と健康」が「思春期と健康」と「結婚と健康」に分けられ、前者では思春期における性的成熟に伴う心理・行動・生活面の変化を、後者では受精、妊娠及び出産、家族計画の意義や人工妊娠中絶の害がそれぞれ挙げられている⁴⁸⁾。また、「生殖器系の器官の構造や機能について、内容が過大とならないように留意」するとも述べられている⁴⁹⁾。

1989年版では、1977年・1978年版と同様に、

補足に「性に関する指導」のような語句は用いられなくなった。しかし、性に関する内容に相当する項目がなかったわけではなく、小学校では体つきの変化や初経、精通、変声、発毛の出現といった第二性徴や異性への関心が、中学校でも第二性徴が、高等学校では生殖器の機能に重点を置かないようにしつつも、思春期における性的成熟に伴う心理・行動・生活面の変化、受精、妊娠及び出産、家族計画、人工妊娠中絶が、それぞれ示されていた。配列に関しては、小学校では「体の発育と心の発達」に身体面と精神面の内容がまとめられていた。中学校では、学習指導要領で明示的な内容に着目すれば、性に関する内容は「二次性徴」が含まれる「心身の機能の発達と心の健康」のみで示されていた。高等学校では大きく「家庭生活と健康」（そして「家庭生活と健康」は「生涯を通じる健康」に）含まれており、複数の項目から1つの項目にまとめられるようになってきていることがわかる。

3-6. 1998（平成10）年・1999（平成11）年告示 学習指導要領

1998年告示の「小学校学習指導要領」（以下1998年版とする）で、体育科は第2章第9節に記載されている。性に関する教育内容は、第3学年及び第4学年の保健領域で体の発育・発達を扱う「育ちゆく体とわたし」にて、「思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること」が示されている⁵⁰⁾。なお、第3学年及び第4学年の内容として示されているが、「内容の取扱い」によって第4学年で扱うよう補足されている⁵¹⁾。『小学校学習指導要領解説 保健体育編』では初経や精通のほかに変声や発毛にも言及されている⁵²⁾。

1998年告示の「中学校学習指導要領」（以下1998年版とする）において、保健体育科は第2章第7節に示されており、保健は「第2 各分野の目標および内容」に「保健分野」として示されている。このうち、性に関する教育内容は「3 内容の取扱い」(3)が、「心身の機能の発達と心の健康」の「生殖にかかわる機能の成熟」において、「妊娠や出産

が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠まで」と「生殖にかかわる機能の成熟に伴い、性衝動が生じたり、異性への関心が高まることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となること」を⁵³⁾、(9)が「健康な生活と疾病の予防」の「感染症の原因とその予防」において、「後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症」を⁵⁴⁾、それぞれ取り扱うことを示した。ただし、(3)では「妊娠の経過は取り扱わない」とされた。『中学校学習指導要領解説 保健体育編』でも学習指導要領と同様に解説されている⁵⁵⁾⁵⁶⁾。つまり、性に関する内容は「心身の機能の発達と心の健康」と「健康な生活と疾病の予防」の2項目で教えられることになっていた。

1999年告示の「高等学校学習指導要領」（以下1999年版とする）において、保健体育科は第2章第6節に示されており、保健は第2款第2に示されている。性教育に関しては、「3 内容の取扱い」(5)が、「生涯を通じる健康」の「生涯の各段階における健康」において、「思春期と健康、結婚生活と健康」、「異性を尊重する態度や性に関する情報等への対処、適切な意志決定や行動選択の必要性」を取り扱うよう示した⁵⁷⁾。ただし、「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度」とされた⁵⁷⁾。

『高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編』では、「思春期と健康」において性的成熟に伴う心理面、行動面の変化、異性を尊重する態度、性に関する情報への対処など適切な意思決定や行動選択が、「結婚生活と健康」において「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康問題」、「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響」や「適切な意思決定や良好な人間関係を築くことが健康な結婚生活の基盤となること」が、それぞれ挙げられている⁵⁸⁾。また、「高等学校学習指導要領」には述べられていないものの、『高等学校学習指導要領解説』では、「現代社会と健康」の「健康の保持増進と疾病の予防」においてエイズも言及されている⁵⁹⁾。すなわち、性に関する内容は、「思春期と健康」と「結婚生活と健康」が含まれる「生涯を通じる健康」およびエイズが含まれる「現代社会と健康」の2項目に分かれていたことがわかる。

1998年・1999年版では、「性教育」あるいは「性に関する指導」という語句は出てこないものの、特に中学校・高等学校で補足が充実するようになり、性に関する内容が詳細に示されるようになった。すなわち、小学校では体つきの変化や初経、精通、変声、発毛といった第二性徴、異性への関心が、中学校では生殖にかかわる機能の成熟、受精、妊娠(妊娠の経過は取り扱わない)、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択、エイズが、高等学校では、性的成熟に伴う心理面、行動面の変化、異性を尊重する態度、性に関する情報への対処など適切な意思決定や行動選択、受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶、結婚生活、エイズが挙げられていた。

性に関する内容は、小学校では「体の発育・発達」、中学校では性感染症・エイズに関する内容が「健康な生活と疾病の予防」に含まれるほかは「心身の機能の発達と心の健康」に含まれるようになっていた。高等学校でも、エイズが「現代社会と健康」に含まれるほかは「生涯を通じる健康」に含まれていた。

3-7. 2008(平成20)年・2009(平成21)年告示 学習指導要領

2008年告示の「小学校学習指導要領」(以下2008年版)では、体育科は第2章第9節に示されている。性に関する内容は第3学年及び第4学年の保健領域で、体の発育・発達を扱う「育ちゆく体とわたし」にて、「体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること」と、1998年版と同様に示されていた⁶⁰⁾。なお、第3学年及び第4学年の内容として示されているが、「内容の取扱い」によって第4学年で扱うよう補足されている⁶¹⁾。『小学校学習指導要領解説体育編』では初経、精通のほかに変声、発毛も加えられており、さらに「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」と補足されていた⁶²⁾。

2008年告示の「中学校学習指導要領」(以下2008

年版とする)において、保健体育科は第2章第7節に示されており、保健は「第2 各分野の目標および内容」に「保健分野」として示されている。性教育に関しては「3 内容の取扱い」(3)にて、「心身の機能の発達と心の健康」の「生殖にかかわる機能の成熟」において、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠まで」と「身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択」を、(9)では「健康な生活と疾病の予防」の「感染症の予防」で「後天性免疫不全症候群(エイズ)及び性感染症」を、それぞれ扱うよう述べられている⁶³⁾。ただし、(3)では「妊娠の経過は取り扱わない」とされた。

『中学校学習指導要領解説 保健体育編』では学習指導要領と同様の解説がなされている。しかし、「生殖にかかわる機能の成熟」や「エイズと性感染症」を取り扱うとき、「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」と注意書きが加わった^{64) 65)}。

2009年告示の「高等学校学習指導要領」(以下2009年版)において、保健体育科は第2章第6節に示されており、保健は第2款第2に示されている。性教育に関しては、「3 内容の取扱い」(6)にて、「生涯を通じる健康」の「生涯の各段階における健康」において「思春期と健康、結婚生活」、「責任感を涵養することや異性を尊重する態度」や「性に関する情報等への適切な対処」を取り扱うよう示された。ただし、「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度」とされた⁶⁶⁾。

『高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編』では、「思春期と健康」において性的成熟に伴う心理面、行動面の変化や「自分の行動への責任感や異性を尊重する態度」、「性に関する情報等への適切な対処」が、「結婚生活と健康」では「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題」や「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響」、「結婚生活を健康に過ごす」ための「自他の健康への責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子への健康診査の利用などの保健・

医療サービスの活用」が、それぞれ挙げられていた⁶⁷⁾。なお、「思春期と健康」では「発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」と補足されていた⁶⁸⁾。また、同解説では、「現代社会と健康」の「健康の保持増進と疾病の予防」においてエイズが取り上げられている⁶⁹⁾。

2008年・2009年版も、「性教育」あるいは「性に関する指導」という語句は出てこないものの、補足において性に関する内容が詳しく説明されており、小学校では体つきの変化や初経、精通、変声、発毛といった第二性徴と異性への関心、中学校では身体の機能の成熟、受精、妊娠（妊娠の経過は取り扱わない）、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択、エイズ、性感染症が、高等学校では性的成熟に伴う心理面、行動面の変化、自分の行動への責任感、異性を尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処、受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶、結婚生活、エイズが、それぞれ挙げられていた。1998年・1999年版と共通する部分もあるが、2008年版・2009年版の解説には、性に関する内容を教える際に、発達の段階を踏まえる、学校全体で共通理解を図る、保護者の理解を得るといった点に注意するよう述べられていた。

また、性に関する内容は1998年版に引き続き、小学校では「育ちゆく体とわたし」、中学校では「心身の機能の発達と心の健康」と「健康な生活と疾病の予防」に、高等学校でも1999年版に引き続き「生涯を通じる健康」と「現代社会と健康」に含まれていた。

3-8. 2017（平成29）年・2018（平成30）年告示 学習指導要領

2017年告示の「小学校学習指導要領」（以下2017年版とする）では、体育科は第2章第9節に示されている。性に関する内容は第3学年及び第4学年の保健領域で、「体の発育・発達」にて、「体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること」と、2007年版と同様に示されていた⁷⁰⁾。なお、第3学

年及び第4学年の内容として示されているが、「内容の取扱い」によって第4学年で扱うよう補足されている⁷¹⁾。『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編』では初経、精通に加えて変声、発毛も挙げられており、さらに、「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」と補足されていた⁷²⁾。

2017年告示の「中学校学習指導要領」（以下2017年版とする）において、保健体育科は第2章第7節に示されており、保健は「第2 各分野の目標および内容」に「保健分野」として示されている。性に関する内容は「3 内容の取扱い」（7）が、「心身の機能の発達と心の健康」の「知識及び技能」の「生殖に関わる機能の成熟」において、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠」と「身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択」を、（5）が「健康な生活と疾病の予防」の「健康な生活と疾病の予防」において「後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症」を、それぞれ取り扱うよう示した⁷³⁾。ただし、（7）では妊娠の経過は取り扱わないものとされた。

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編』では学習指導要領と同様の解説がなされている。また、「生殖にかかわる機能の成熟」や「エイズと性感染症」を取り扱うとき、「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」⁷⁴⁾ ⁷⁵⁾と注意書きが加わったことも、前版と同様である。

2018年告示の「高等学校学習指導要領」（以下2018年版とする）において、保健体育科は第2章第6節に示されており、保健は第2款第2に示されている。性教育に関しては、「3 内容の取扱い」（7）が、「生涯を通じる健康」の「生涯を通じる健康」の「生涯の各段階における健康」において、「思春期と健康、結婚生活と健康」、「責任感を涵養することや異性を尊重する態度」や「性に関する情報等への適切な対処」を取り扱うよう示した⁷⁶⁾。なお「生殖に関する機能については、必要に

応じ関連付けて扱う程度」とされた⁷⁶⁾。

『高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編』では、「思春期と健康」において、性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面の変化、「自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度」、「性に関する情報等への適切な対処」を、「結婚生活と健康」において「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題」や「家族計画の意義」、「人工妊娠中絶の心身への影響」、「結婚生活を健康に過ごす」ための「自他の健康に対する責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子の健康診査の利用や保健相談などの様々な保健・医療サービスの活用」を、それぞれ取り扱うよう解説されていた⁷⁷⁾。なお、「思春期と健康」では「発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」と補足されていた⁷⁷⁾。さらに、「現代社会と健康」の「健康の保持増進と疾病の予防」において「エイズ及び性感染症」を取り上げるよう解説されている⁷⁸⁾。

2017年・2018年版では、小学校、中学校、高等学校いずれも、2008年・2009年版と同じ内容が示されていた。すなわち、小学校では体つきの変化や初経、精通、変声、発毛といった第二性徴と異性への関心が、中学校では身体の機能の成熟、受精、妊娠(妊娠の経過は取り扱わない)、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報等への適切な対処や行動の選択、エイズ、性感染症が、高等学校では性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面の変化、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度、性に関する情報等への適切な対処、受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶、結婚生活、エイズ、性感染症がそれぞれ示されていた。これら性に関する内容を取り扱う際に発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮するよう解説で述べられていたのも、2008・2009年版と同様である。

また、性に関する内容は、小学校では「体の発育・発達」に、中学校では2008年版と同様に「心身の機能の発達と心の健康」と「健康な生活と疾病の予防」に、高等学校では2009年版と同様に

「生涯を通じる健康」と「現代社会と健康」に含まれていた。

4. 分析のまとめと考察

本稿の第1の課題である、性に関する内容の範囲がどのように変遷してきたか、すなわち縮小/拡大してきたかについて、これまでの分析結果を要約すると表1のようになる。小学校では第二性徴が示され、1989年以降は異性の関心といった心理的な面も示された。中学校では各版とも、第二性徴といった身体的な成熟や、異性への意識といった心理的な側面、そして性感染症が共通して示されてきた。ただし、1977年と1989年版では身体的な発達を示される程度であった。高等学校では、思春期の成熟を経て結婚や生殖を控える年代として、妊娠から出産、結婚、家族計画が教えられていた。

時代による変化を確認しておく。1958年・1960年版では道徳的な面を意識していることがわかる。中学校では不健全な精神との関係における性問題のように性に関する問題を取り上げ、高等学校では性の欲求と望ましい適応のしかたのように、あるべき行動のあり方を示すようになっていく。

1969年版・1970年版では、特に高等学校で生活に即応した内容に精選・統合され、性に関する教育内容も充実が図られた。そのため、平均余命の男女差(中高ともに)、労働における女性の特性(高等学校のみ)も性に関する指導として示されるなど、性に関する内容が幅広く内容が示されていた。

しかし、次の1977・1978年版になると、特に中学校で顕著に性に関する内容が減少した。この改訂で授業時数が減少し、内容の精選が図られた¹³⁾。

性に関する内容が減少した背景には、授業時数の減少と内容の精選があると推測される。1989年版も1977年・1978年版とほぼ同様の内容であった。1998年・1999年版以降になると、性に関する内容が増え、エイズや性情報への対処、異性に対する態度などが新たに示されるようになった。このように、保健体育科での教育内容の精選もあり、1977年・1978年版、1989年版は減少したが、1998年・1999年版以降は時代の変化とともに性に関する内容の充実が図られたといえる。

表1 学習指導要領に示されていた保健体育科における性に関する内容

	小学校	中学校	高等学校
1949年		生殖、月経、射精、男女関係、遺伝	
1950年	男女の差異、月経		
1956年		(※明確には示されていない)	成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、結婚
1958・1960年		男女による身体の形態、機能、発達の違い、精神的な発達の違い、不健全な精神との関係における性問題、性病	成熟と男女の性別、月経・妊娠・出産の生理、異性との関係、青年期の身体的・心理的变化、性の欲求と望ましい適応のしかた、性に関する欲求の不満と適応異常、国民優生(性病)
1969・1970年		身体の発育と男女差および内分泌機能の発達と男女差、栄養所要量および生活の設計、性病、情緒や社会性の発達と男女差、平均寿命および平均余命の男女差	性徴と性器官の機能、欲求の種類と欲求不満、結婚と優生、家族計画、母子保健、生命表と平均余命、疾病予防活動、労働における女性の特性
1977・1978年	思春期における体つきの変化、初潮、変声	第二性徴	受精、妊娠及び出産、結婚と家庭、受胎調節や人工妊娠中絶などの家族計画
1989年	体つきの変化や初経、精通、変声、発毛、異性への関心	第二性徴	思春期における性的成熟に伴う心理・行動・生活面の変化(生殖器の機能に重点を置かない)、受精、妊娠及び出産、家族計画、人工妊娠中絶
1998・1999年	体つきの変化や初経、精通、変声、発毛、異性への関心	生殖にかかわる機能の成熟、受精、妊娠(妊娠の経過は取り扱わない)、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択、エイズ	性的成熟に伴う心理面・行動面の変化、異性を尊重する態度、性に関する情報への対処など適切な意思決定や行動選択、受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶、結婚生活、エイズ
2008・2009年	体つきの変化や初経、精通、変声、発毛、異性への関心	身体の機能の成熟、受精、妊娠(妊娠の経過は取り扱わない)、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択、エイズ、性感染症	性的成熟に伴う心理面・行動面の変化、自分の行動への責任感、異性を尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処、受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶、結婚生活、エイズ
2017・2018年	体つきの変化や初経、精通、変声、発毛、異性への関心	身体の機能の成熟、受精、妊娠(妊娠の経過は取り扱わない)、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択、エイズ、性感染症	性的成熟に伴う身体面・心理面・行動面の変化、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度、性に関する情報等への適切な対処、受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶、結婚生活、エイズ、性感染症

それでは、第2の課題である、学習指導要領において保健体育科における性に関する内容がどのように配列されたのか、すなわち1つの項目にまとめられていたのか、あるいは複数の項目に分けられていたのかという問いはどうか。表2は、性に関する内容が取り上げられていた項目をまとめたものである。

小学校では「体の成長および発達」、「体の発育」「体の発育と心の発達」、「育ちゆく体とわたし」、「体の発育・発達」などと項目名こそ変遷したものの、1項目にまとめられてきた。

一方、中学校・高等学校では、1つの項目にまとめられていたのが複数の項目に分かれ、次第にまとまってきた。1949年「中等学校保健計画実施要領（試案）」と1956年「高等学校学習指導要領保健体育科編」では、性に関する内容は分かれていなかった。すなわち、1949年「中等学校保健計画実施要領（試案）」では「成熟期への到達」と、1956年「高等学校学習指導要領保健体育科編」では「高等学校生徒の生活と健康」にまとめられて示されていた。

ところが、1958年・1960年版以降になると、田代も指摘するように^{5) 6)}、性に関する内容が分散した。中学校では「心身の発達」「病気の予防」「精神衛生」、高等学校では「人体の生理」「精神衛生」「公衆衛生」と、主に身体的な面、精神的な面、社会的な側面の3側面に分かれたことがわかる。そして、1969・1970年版になると、性に関する内容が増加したこともあって4、5項目に分かれた。

しかし、1977年・1978年版は性に関する内容が減少したこともあり、まとまってくるようになる。中学校では、少なくとも学習指導要領に明示的な内容のみに着目すれば「心身の発達」のみで示されていた。高等学校も「身体各器官の機能」と「健康な家庭」の2項目に分かれるにとどまった。1988年版も、中学校では学習指導要領のみに着目すれば「心身の機能の発達と心の健康」の1項目に、高等学校も「生涯を通じる健康」の1項目にそれぞれ括られるようになったことがわかる。特に、高等学校では1978年版で「身体各器官の機能」と「健康な家庭」に分かれていたのが、「生涯を通じる健康」にまとめられるようになった。そ

表2 保健体育科における性に関する内容が含まれていた項目

	小学校	中学校	高等学校
1949年		成熟期への到達	
1950年	身体の成長および発達		
1956年		心身の発達の特徴、病気とその予防、健康な身体や精神と生活	高等学校生徒の生活と健康
1958・1960年		心身の発達、病気の予防、精神衛生	人体の生理、精神衛生、公衆衛生
1969・1970年		健康と身体の発達、健康な生活設計と栄養、病気とその予防、精神の健康、国民の健康	健康と身体の機能、精神の健康、生活と健康、国民の健康
1977・1978年	体の発育	心身の発達	身体各器官の機能、健康な家庭
1989年	体の発育と心の発達	心身の機能の発達と心の健康	生涯を通じる健康
1998・1999年	育ちゆく体とわたし	心身の機能の発達と心の健康、健康な生活と疾病の予防	生涯を通じる健康、現代社会と健康
2008・2009年	育ちゆく体とわたし	心身の機能の発達と心の健康、健康な生活と疾病の予防	生涯を通じる健康、現代社会と健康
2017・2018年	体の発育・発達	心身の機能の発達と心の健康、健康な生活と疾病の予防	生涯を通じる健康、現代社会と健康

もそも、この改訂では1978年版での「職業と健康」と「集団の健康」に含まれていた「健康な家庭生活」とを、「生涯を通じる健康」に合わせる形で、保健全体の内容が再構成されている。そこには「生涯の各段階における健康についての課題とそれへの対応について理解させる観点」があったとされる⁷⁹⁾。保健の内容構成が見直される中で、性に関する内容がまとめられるようになったのである。

1998・1999年版以降は、中学校・高等学校ともに性に関する内容が増加したものの、中学校では「心身の機能の発達と心の健康」と「健康な生活と疾病の予防」、高等学校では「生涯を通じる健康」と「現代社会と健康」の2項目で示されていた。すなわち、性感染症・エイズに関する内容は病気の一環として（中学校では「健康な生活と疾病の予防」、高等学校では「現代社会と健康」）で示されていたが、それ以外の性に関する項目はすべて1項目にまとめられて示されていた。

このことから、保健体育科において教えられるものとされた性に関する内容は、確かに1958・1960年版から複数の項目に分かれたものの、性に関する内容が減少したこともあり、1977・1978年版からまとめられるようになる。性に関する内容が増加した1998・1999年版以降も、2項目程度に分かれて示されていた。具体的には、性感染症以外の性に関する内容が中学校だと「心身の発達と心の健康」、高等学校だと「生涯を通じる健康」と個人の成長を扱う項目にまとめられるようになった。これはまず、身体的な発育と精神的な発達を分けるのではなく、心身の発達として同じ項目に括られるようになったことが要因だろう。そして、保健教育の内容構成が見直される中で、1978年版まで高等学校では結婚が「生活と健康」あるいは「健康な家庭」に含まれて社会的な視点で示されていたものの、1989年版以降「生涯を通じる健康」に含まれて個人のライフステージとして示された。これは「生涯の各段階における健康についての課題とそれへの対応について理解させる観点」からである。結婚という社会生活に関係する内容であっても、社会を維持するという視点よりも個人の成長という視点で示されるようになったと言える。

したがって、性に関する内容がまとまってきた背景には、身体と精神の発達が心身の発達として括られるようになったとともに、性の問題を個人の成長に関する問題としてとらえるようになってきたことが挙げられよう。ただし、性感染症（性病）は性に関する内容が分かれて以降、疾病として扱われ続けてきている。

また、学校段階ごとに教えられる内容も異なっていた。総じて小学校では第二次性徴や異性への関心が主な内容である。中学校になると単に第二次性徴だけでなく、妊娠を視野に入れた内容になった。そして、高等学校になると妊娠から出産、結婚と、高校卒業以降の生活を見据えた内容になった。保健科教育では、小学校では身近な生活における健康を、中学校では個人の生活における健康を、高等学校では個人及び社会生活における健康を理解させることをそれぞれねらいとしている¹³⁾。性に関する内容もこのねらいに応じて、学校段階が上がるにつれて将来の社会生活を見据えた内容になっている。

ここまで得られた本稿の分析結果を要約する。保健教育における性に関する内容は一時期減少したものの、1990年代以降増加し、おおよ時代に即して性に関する内容を示してきた。そして、身体と精神の発達が心身の発達として括られるようになったとともに、性の問題が個人の成長としてとらえられるようになったことで、性に関する内容がまとまってきた。そして、学校段階が上がるにつれて将来の社会生活を見据えた内容になっている。

5. 今後の展望と課題

本稿は、戦後の小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に着目し、保健体育科において性に関する教育内容として何が示されてきたか変遷をたどってきた。最後に、今後の展望や課題を述べる。

展望として、本稿をきっかけに性教育研究の進展が期待できることが挙げられる。本稿は、学校において実施される性教育の一部であるものの、保健体育科における性に関する教育内容の変遷を明らかにした。これによって、本稿は今後の性教育研究に寄与できよう。例えば、日本の性教育で

教えられる内容を 2009 年に国連教育科学文化機関から発表された『国際セクシュアリティ教育ガイドダンス』を参照すると、例えば妊娠について避妊法などを 9～12 歳で学習することが目標とされる⁸⁰⁾。一方、保健体育科では 2017・2018 年版の学習指導要領でも、妊娠について中学校以降（13 歳～）で、特に避妊法は高等学校で教えられることになっている。『国際セクシュアリティ教育ガイドダンス』に示された目標には達していないことがわかる。このように、本稿が教えられる内容が明らかにしたことをきっかけに、過不足を評価するなどの研究が期待できる。

また、本稿には限界とそれに伴う課題もある。まず、本稿は学習指導要領やその解説等における性に関する教育内容を分析してきたが、学習指導要領の成立過程をたどったわけではない。つまり、どのような議論を経て学習指導要領が改訂されてきたのかは明らかにできていない。したがって、学習指導要領が改訂されて告示に至るまでの議論を、審議会の資料などを分析し、当時の社会的背景なども考慮することが求められる。

例えば、2008・2009 年版以降の学習指導要領解説には、性に関する内容を教える場合に、発達段階を踏まえる、学校全体で共通理解を図る、保護者の理解を得ることを求めている。広瀬は中央教育審議会の議事録などを参照して、2008・2009 年版にこの留意点が登場したのを、2000 年代の性教育バッシングによる性教育批判に配慮した結果だと指摘する⁸¹⁾。その他の版でも、このように議論をたどることで、学習指導要領をより詳細に検討できよう。

また、本稿では性教育を保健体育科で実施されるものに限定した。しかし、冒頭でも述べたように、保健体育科以外の教科、あるいは教科外の活動でも性教育は実施されるものと想定されている。そのため、本稿は性教育で教えられるものとされる内容を、断片的に明らかにしたに過ぎない。そのため、他教科あるいは教科学習以外の教育活動において、性に関する教育として何が教えられる内容として示されていたかを分析することも求められる。保健体育科以外の教科での授業内容を含めることで、学校における性教育で何が教えられ

てきたかを総合的にとらえる必要がある。また、どのようなねらいをもって性に関する項目が設定されたかも分析する必要がある。

文献

- 1) 浅井春夫：わが国の性教育政策の分岐点と包括的性教育の展望—学習指導要領の問題点と国際スタンダードからの逸脱，まなびあい，11：88-101，2018
- 2) ましこ・ひでのり：身体教育の知識社会学，三元社，2019
- 3) 茂木輝順：戦後日本における性教育の手引き類および実践計画の変遷に関する研究—性教育学習指導案データベースを通して，教育学研究室紀要—「教育とジェンダー」研究，7：47-56，2007
- 4) 橋本紀子ら：日本の中学校における性教育の現状と課題，教育学研究室紀要—「教育とジェンダー研究」，9：3-20，2011
- 5) 田代美江子：敗戦後日本における性教育の展開とその実践—学校教育における保健教育との関連で，教育学研究室紀要—「教育とジェンダー研究」，6：20-33，2005
- 6) 田代美江子：敗戦後日本における「純潔教育」克服の課題—未だなされていない性教育への転換，同時代史研究，11：35-51，2018
- 7) 浅井春夫：子どもと性 序論，リーディングス日本の教育と社会 第7巻 子どもと性（浅井春夫編），3-19，2007
- 8) 文部省：学校における性教育の考え方、進め方，ぎょうせい，1999
- 9) 反橋一憲：保健体育科における性教育の位置付けと目標・内容に関する一考察，早稲田大学教育学会紀要，17：88-95，2016
- 10) 水原克敏：現代日本の教育課程改革，風間書房，1992
- 11) 文部科学省：中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健全やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会（第4期第3回（第17回））議事録・配付資料 [参考資料2]，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/022/siryu/07091003/003.htm，20

- 07, 最終閲覧日 2020 年 1 月 21 日
- 12) 岡部恵子ら：大学生の認識をもとにした高等学校における性教育の現状と課題(第 1 報), 母性衛生, 50(2): 343-351, 2009
- 13) 吉田瑩一郎：総説, 保健科教育の基礎(吉田瑩一郎編) 1-23, 教育出版, 2010
- 14) 吉田夏・葛西敦子：学習指導要領とその解説および保健・保健体育教科書における排卵と基礎体温に関する記載, 弘前大学教育学部紀要, 107: 113-122, 2012
- 15) 外千夏・葛西敦子：学習指導要領とその解説および体育科・保健体育科の教科書における月経に関連する記載内容と保健指導への一考察, 青森中央学院大学研究紀要, 28: 45-57, 2017
- 16) 田代美江子：敗戦後日本における「純潔教育」の展開と変遷, ジェンダーと教育の歴史(橋本紀子・逸見勝亮編), 213-239, 川島書店, 2003
- 17) 茂木輝順：性教育の歴史, 性教育学(荒堀憲二・松浦賢長編), 1-7, 朝倉書店, 2012
- 18) 文部省社会教育局：社会教育における純潔教育の現況, 1967
- 19) 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」：学校体育指導要綱, <https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejp/index.htm>, 最終閲覧日 2020 年 1 月 21 日
- 20) 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」：中等学校保健計画実施要領(試案), <https://www.nier.go.jp/guideline/s24jp/index.htm>, 最終閲覧日 2020 年 1 月 21 日
- 21) 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」：小学校保健計画実施要領(試案), <https://www.nier.go.jp/guideline/s25ep/index.htm>, 最終閲覧日 2020 年 3 月 31 日
- 22) 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」：高等学校学習指導要領保健体育科編, <https://www.nier.go.jp/guideline/s31hp/index.htm>, 最終閲覧日 2020 年 1 月 21 日
- 23) 文部省：中学校保健体育科のうち保健の学習の指導について, 1956(→文部省：文部行政資料 第 11 集, 国書刊行会, 185-189, 1997)
- 24) 文部省：中学校学習指導要領, 185, 大蔵省印刷局, 1958
- 25) 文部省：中学校保健体育指導書, 312, 開隆堂出版, 1959
- 26) 前掲書 19), 252
- 27) 文部省：高等学校学習指導要領, 114, 大蔵省印刷局, 1960
- 28) 文部省：高等学校学習指導要領解説 保健体育編, 177, 開隆堂出版, 1963
- 29) 前掲書 22), 187
- 30) 前掲書 22), 196
- 31) 文部省：中学校学習指導要領, 153, 大蔵省印刷局, 1969
- 32) 文部省：中学校指導書 保健体育編 234-235 東山書房, 1970
- 33) 文部省：高等学校学習指導要領, 96, 大蔵省印刷局, 1970
- 34) 文部省：高等学校学習指導要領解説(保健体育編), 179-180, 東山書房, 1972
- 35) 文部省：小学校学習指導要領, 96, 大蔵省印刷局, 1977
- 36) 文部省：小学校指導書 体育編, 81-82, 東山書房, 1978
- 37) 文部省：中学校学習指導要領, 79, 大蔵省印刷局, 1977
- 38) 文部省：中学校指導書 保健体育編, 92, 東山書房, 1978
- 39) 文部省：高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編, 39, 一橋出版, 1979
- 40) 文部省：高等学校学習指導要領, 49, 大蔵省印刷局, 1978
- 41) 前掲書 39), 46
- 42) 前掲書 33), 52
- 43) 文部省：小学校学習指導要領, 102, 大蔵省印刷局, 1989
- 44) 文部省：小学校指導書体育編, 72, 東洋館出版社, 1989
- 45) 文部省：中学校学習指導要領, 83, 大蔵省印刷局, 1989
- 46) 文部省：中学校指導書保健体育編, 68-69, 大日本図書, 1989
- 47) 文部省：高等学校学習指導要領, 93, 大蔵省印

- 刷局, 1989
- 48) 文部省: 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編, 54-55, 東山書房, 1989
- 49) 前掲書 48), 55
- 50) 文部省: 小学校学習指導要領, 83, 大蔵省印刷局, 1998
- 51) 前掲書 50), 83-84
- 52) 文部省: 小学校学習指導要領解説 体育編, 62, 東山書房, 1999
- 53) 文部省: 中学校学習指導要領, 78, 大蔵省印刷局, 1998
- 54) 前掲書 53), 79
- 55) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説 保健体育編, 89, 東山書房, 2004
- 56) 前掲書 55), 102
- 57) 文部省: 高等学校学習指導要領, 103, 大蔵省印刷局, 1999
- 58) 文部省: 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編, 85-86, 東山書房, 1999
- 59) 前掲書 58), 81
- 60) 文部科学省: 小学校学習指導要領, 96, 東京書籍, 2008
- 61) 前掲書 60), 97
- 62) 文部科学省: 小学校学習指導要領解説, 58, 東洋館出版社, 2008
- 63) 文部科学省: 中学校学習指導要領, 96, 東山書房, 2008
- 64) 文部科学省: 中学校学習指導要領解説 保健体育編, 150, 東山書房, 2008
- 65) 前掲書 64), 161
- 66) 文部科学省: 高等学校学習指導要領, 96, 東山書房, 2009
- 67) 文部科学省: 高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編, 117-118, 東山書房, 2009
- 68) 前掲書 67), 118
- 69) 前掲書 67), 115
- 70) 文部科学省: 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示), 148, 東洋館出版社, 2017
- 71) 前掲書 70), 149
- 72) 文部科学省: 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 体育編, 109, 東洋館出版社, 2018
- 73) 文部科学省: 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示), 129, 東山書房, 2018
- 74) 文部科学省: 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 保健体育編, 213, 東山書房, 2018
- 75) 前掲書 74), 217
- 76) 文部科学省: 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示), 139, 東山書房, 2019
- 77) 文部科学省: 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 保健体育編 体育編, 208, 東山書房, 2019
- 78) 前掲書 58), 201
- 79) 前掲書 13), 14
- 80) ユネスコ編 (浅井春夫・良香織・田代美江子・渡辺大輔訳): 国際セクシュアリティ教育ガイドランスー教育・福祉・医療・保健現場で活かすために, 明石書店, 165-166, 2017
- 81) 広瀬裕子: 学校の性教育に対する近年日本における批判動向ー「性教育バッシング」に対する政府対応, 専修大学社会科学年報, 48: 193-211, 2014